

新旧対照表

現 行

別表第4（第2条関係）

標準事務以外の事務に係る手数料

1～20（略）

21 建築基準法に関する手数料

名称 (略)	事務の区分 (略)	金額 (略)
(18) 特殊建築物等敷地許可申請手数料	法第51条ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査	160,000円
(19) 建築物の容積率の特例許可申請手数料	法第52条第10項、第11項又は第14項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	160,000円
(略)	(略)	(略)
(21) 建築物の敷地面積の許可申請手数料	法第53条の2第1項第3号又は第4号（法第57条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の敷地面積の許可の申請に対する審査	160,000円
(略)	(略)	(略)
(23) 建築物の高さの許可申請手数料	法第55条第3項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	160,000円
(略)	(略)	(略)
(25)の4 特例容積率適用地区内における建築物の高さの限度の特例許可申請手数料	法第57条の4第1項の規定に基づく特例容積率適用地区内における建築物の高さの限度の特例の許可の申請に対する審査	160,000円
(26) 高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料	法第59条第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	160,000円
(略)	(略)	(略)

備考（略）

22～70（略）

改 正 案

別表第4（第2条関係）

標準事務以外の事務に係る手数料

1～20（略）

21 建築基準法に関する手数料

名称 (略)	事務の区分 (略)	金額 (略)
(18) 特殊建築物等敷地許可申請手数料	法第51条ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査	160,000円
(18)の2 <u>建築物の容積率の特例認定申請手数料</u>	<u>法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査</u>	<u>27,000円</u>
(19) 建築物の容積率の特例許可申請手数料	法第52条第10項、第11項又は第14項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	160,000円
(略)	(略)	(略)
(21) 建築物の敷地面積の許可申請手数料	法第53条の2第1項第3号又は第4号（法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の敷地面積の許可の申請に対する審査	160,000円
(略)	(略)	(略)
(23) 建築物の高さの許可申請手数料	法第55条第3項又は第4項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	160,000円
(略)	(略)	(略)
(25)の4 特例容積率適用地区内における建築物の高さの限度の特例許可申請手数料	法第57条の4第1項の規定に基づく特例容積率適用地区内における建築物の高さの限度の特例の許可の申請に対する審査	160,000円
(25)の5 <u>高度地区内における建築物の高さの特例許可申請手数料</u>	<u>法第58条第2項の規定に基づく高度地区内における建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査</u>	<u>160,000円</u>
(26) 高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料	法第59条第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	160,000円
(略)	(略)	(略)

備考（略）

22～70（略）